

【講演①】福岡県における暴力団からの離脱・就労支援対策

福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課暴力団排除対策官 持丸 宗徳

福岡県では、暴力団からの離脱・就労支援対策を暴力団対策推進上の重要な課題と位置付け、全国で初めてこの対策を専従で行う係<sup>1)</sup>を設置するなど対策の強化を進めている。

本日は、「福岡県における暴力団からの離脱・就労支援対策」というテーマでお話します。

流れとしては、まずはじめに「なぜ暴力団からの離脱・就労支援対策に取り組むのか」ということで、対策強化に至った経緯やその必要性についてお話しする。

その後、2番目に「福岡県で行っている具体的な対策」について、そして、最後に、せっかくの警察政策フォーラムという機会であるので、我々が業務を通じて実感している「今後の課題」についてお話しする。

1 なぜ暴力団からの離脱・就労支援対策に取り組むのか

まず、なぜ暴力団からの離脱・就労支援対策に取り組むのかということについて、順を追ってお話します。

(1) 福岡県の暴力団情勢

全国には、22の指定暴力団が存在しているが、このうち、福岡県には、5つの指定暴力団の本拠が所在している。これは一都道府県が抱える指定暴力団の数としては全国で最多である。

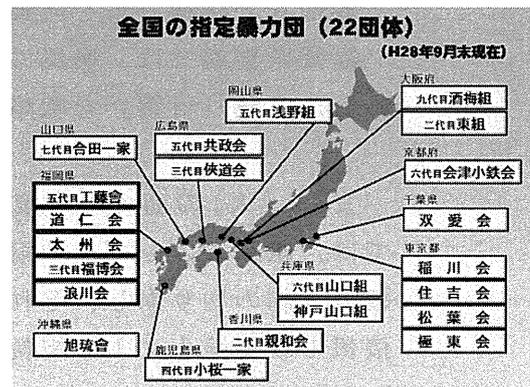
県南部に本拠を置く道仁会と浪川会は、平成18年に、昨年（平成27年）の六代目山口組の分裂と同じような形で、道仁会から浪川会が分裂して以降、激しい対立抗争を繰り返してきた<sup>2)</sup>。

また、北九州地区に本拠を置く五代目工藤会は、組織の意に沿わない事業者等を標的とした殺傷事件を繰り返すなどして、全国で唯一、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）に基づく「特定危険指定暴力団等」として指定されている<sup>3)</sup>。

以上のように、福岡県では、暴力団の存在が、県民の安全で平穏な生活の大きな脅威となっている状況であった。

そこで、福岡県においては、現在では全国の都道府県で施行されている「暴力団排除条例」を、平成22年、全国に先駆けて施行するなど、暴力団の壊滅に向け、様々な取組を進めてきた。

そして、近年、目に見える成果も現れ始めた。その成果の1つとして、暴力団から



離脱したいと警察に申し出る者が急増し、その対応を要するまでになっている。

そこで次に、本日のテーマである「暴力団員の社会復帰対策」の強化になぜ至ったのかということの整理のため、歴代本部長の強力な指揮の下、戦略的に進めてきた福岡県の暴力団対策についてお話しする。

## (2) 福岡県における暴力団対策

暴力団を文字どおり「壊滅」と言える状態まで追い込んでいくには、まずは徹底した取締りが重要であることはもちろんである。

あわせて、暴力団という組織の基盤をいかに切り崩していくかという観点からの対策を進めていくことも必要である。

暴力団は何でできているのか。

「人」と「金」である。

これを遮断するための対策が重要となってくる。これは、福岡県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）の柱でもある。過去の経験上、取締りだけでは、暴力団に壊滅的な打撃を与えることはできない。取締りと各種対策を連動させてこそ相乗的な効果を発揮する。

福岡県警察では、県民の「安全確保」を大前提とした上で、「取締り（捜査）」と連動した各種「対策」を戦略的に推進しているところである。

まず、「人」の面での対策として、「捜査面」では、組織のトップ・中枢幹部の検挙による組織統制の切り崩し、それを契機とした被害情報の収集強化による組員の大量検挙を進めてきた。

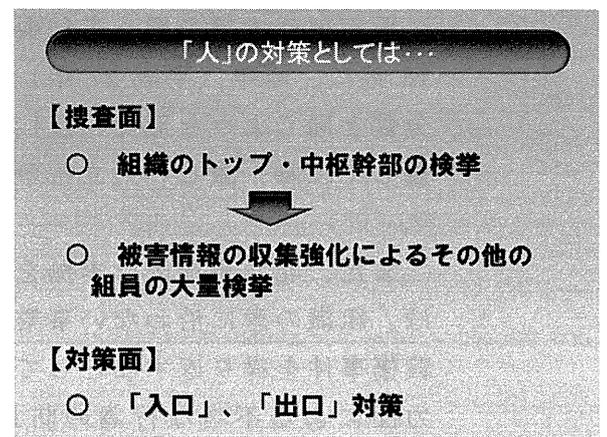
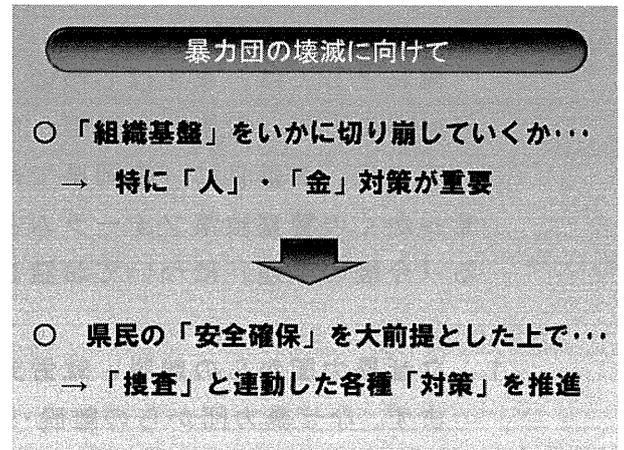
そして「対策面」では、「入口」、「出口」対策というものを推進している。

「入口」対策とは、暴力団への加入阻止対策である<sup>4)</sup>。

そして、「出口」対策として取り組んでいるのが、正に今回のテーマである「離脱・就労支援対策」であるが、詳細は後ほどお話ししたいと思う。

続いて、「金」の面の対策として、「捜査面」では、検察庁、国税当局と連携し、暴力団という組織の上納金に着目した所得税法違反の検挙、公共工事に絡む恐喝事件等暴力団の資金源につながる犯罪の摘発等を進めているところである。

「対策面」では、こうした事件の検挙、あるいはその広報の機会を捉えて、



- ・ 暴力団犯罪に関する更なる情報提供を求める、繁華街等に対する「一斉聞き込み捜査」の実施<sup>5)</sup>
- ・ 公共工事からの暴力団排除を促進するため、県警察と発注自治体とが情報を共有して各種対策を行う「公共工事暴排スキーム」の導入<sup>6)</sup>
- ・ 県民が情報提供しやすい環境を整備するための「暴排条例の一部改正」<sup>7)</sup>

等様々な角度からの対策を進めているところである。

**「金」の対策としては...**

**【捜査面】**

- 所得税法違反の検挙
- 公共工事に絡む恐喝事件の検挙 等

**【対策面】**

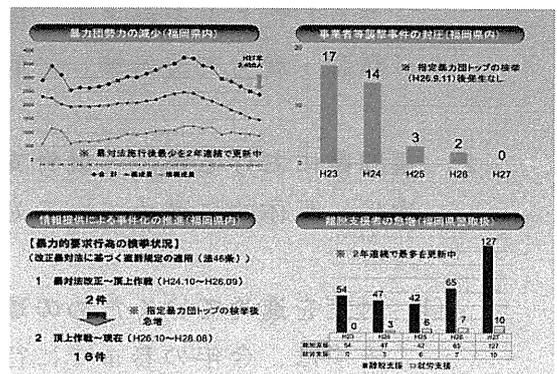
- 一斉聞き込みの実施
- 公共工事暴排スキームの導入
- 暴力団排除条例の一部改正 等

### (3) 対策の効果

以上のように、取締りと対策を相互に連動させて進めてきた結果、

- ・ 暴力団勢力の減少<sup>8)</sup>
- ・ 事業者襲撃事件等の封圧<sup>9)</sup>
- ・ 情報提供による事件化の推進<sup>10)</sup>
- ・ 警察による離脱支援者の急増<sup>11)</sup>

等目に見える効果が現れているところである。



### (4) 離脱・就労支援対策の必要性

次に対策の必要性についてお話しする。

これまでお話ししてきたとおり、福岡県警察としては、「暴力団の壊滅」へ向け、「取締り(捜査)」と連動させた各種対策を推進してきたところである。

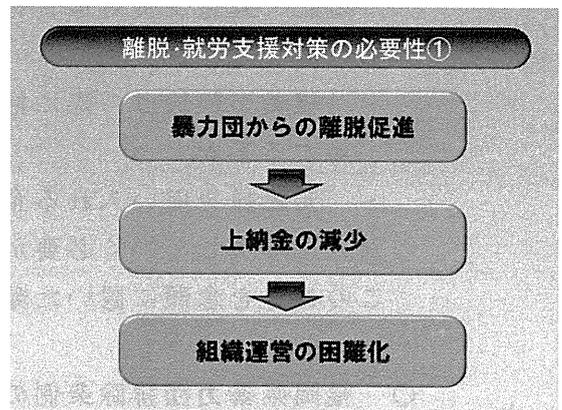
その効果の1つとして、暴力団から離脱したいと警察に支援を求めてくる者が急増し、その対応を求められている状況にある。

暴力団員を組織から離脱させるということは、暴力団という組織に、その活動資金となる上納金を納める人数を減らすということ、すなわち上納金の減少につながる。

そして、上納金の減少は、組織から組員への報奨金、例えば、襲撃事件を起こした組員に対する「面倒見」のための資金の枯渇化にもつながり、組織のために行動する魅力を失う組員が増えるなど、暴力団としての組織運営の困難化にもつながっていくものと考えている。

また、福岡県が「離脱・就労支援対策」を強化するもう一つの理由として、半世紀前の教訓も存在する。

今から半世紀前の昭和40年代、県警察は、現在の五代目工藤會の前身でもある当時の「工藤組」に対する取締りを強力に推進していた。



現在と同じように、当時の最高幹部を殺人の罪で逮捕するなど、まさに当時も壊滅寸前まで追い込んだという歴史がある。

しかしながら、このときは、その後、懲役を終えた組員らが組織を再編強化し、「特定危険指定暴力団等」として指定されるまでの悪性を備えるに至った。

そこで、歴史に学び、暴力団を壊滅と言えるまで追い込んでいくためには、

「検挙」→「服役」→「出所」→「暴力団勢力の再強化」

というサイクルを遮断していく必要があると考えている。

こうしたことを踏まえ、福岡県では、暴力団対策推進上の重要な課題の1つとして「離脱・就労支援対策」に取り組んでいるところである。

**離脱・就労支援対策の必要性②**

**【半世紀前の教訓】**

- 過去にも壊滅寸前まで追い込んだ歴史
  - 最高幹部を含む組員の大量検挙
  - しかしながら、懲役を終えた組員らが組織を再編強化

**「検挙→服役→出所→暴力団勢力の再強化」  
というサイクルを遮断していく必要**

## 2 福岡県における離脱・就労支援対策

次に、具体的に進めている対策についてお話しする。

### (1) 対策を進めていくための環境整備

まずは、今年の春までに行った、対策を進めていくための様々な環境整備についてお話しする。

「離脱・就労支援対策」を効果的に進めていくためには、

- ・ 組員が組抜けの際に抱く報復や就労に対する不安
- ・ 元組員を雇い入れる企業が感じる不安の双方を解消していく必要がある。

このことを念頭に置いた環境の整備である。

**離脱・就労支援対策を進めていくためには**

- 組員が、組抜けの際に抱く「報復」や「就労」に対する不安
- 元組員を雇い入れる企業が感じる不安

↓

**「組員側」、「企業側」双方の不安を解消するための取組が必要**

### ○ 福岡県暴力団排除条例の改正<sup>12)</sup>

これは、県が、関係機関と連携を図りながら、暴力団からの離脱・就労の支援に関して必要な措置を講ずるとする新たな条項を設け、「離脱・就労支援対策」に取り組んでいくことを県の義務として明確化したものである。

**① 暴力団排除条例の改正**

- 県が、関係機関と連携して、暴力団からの離脱、就労支援等に関して必要な措置を講ずることを義務化（新設）

**【公布・施行】平成28年3月29日**

### ○ 暴力団離脱者を雇用した企業に対する支援制度の創設<sup>13)</sup>

暴排条例の改正の内容を具現化するものとして、

- ・ 離脱者を継続的に雇用した企業に対する「給付金制度」

等を創設した。

これは、法務省、厚生労働省が先に行っている「刑務所出所者等就労奨励金制度」を参考に創設したものである。

○ 広域連携協定の締結・運用<sup>14)</sup>

暴力団からの離脱を希望する者の中には、組織からの報復に対する不安等から、組織の影響力の少ない土地で就労したいという希望を持つ者も存在する。

こうしたニーズに応えるため、

- ・ 広域的な離脱・就労支援の枠組みの構築

という趣旨に賛同いただいた都府県との間で協定を締結し、現在 17 都府県<sup>15)</sup>で運用中である。

他の都府県へ就労した場合の、事業者、離脱者の双方へのアフターケアについて、受入都府県が、送出都府県と連携の上、責任を持って行うという具体的な枠組みを構築できたことは重要だと考えている。

○ 三者協定の締結・運用

本年3月、「県警察」、「県弁護士会」、「県暴追センター」の三者で、民事介入暴力事案等に加え、暴力団からの離脱・就労支援に関しても連携して取り組むための協定を締結した。

発想は、弁護士の方々も、刑事弁護等の過程において暴力団員の離脱に関わる可能性もあり、そうした場合に三者が連携して支援していくための枠組みを整えようというものである。

これについては、先般、暴力団からの離脱を希望しているものの、組織との間に金銭問題が存在することが支障となっていた事案があった。この問題に関し、本協定の趣旨に則り、弁護士と連携の上、金銭に関する問題を弁護士が解決し、それに合わせて、警察が組長から離脱承認書を提出させるなど連携して対応したという事例もある。

(2) 警察による支援の流れ等

次に、警察による支援の流れと、我々が組員等に訴えている警察の支援を受けるこ

**② 暴力団離脱者を雇用した企業に対する支援制度の創設**

○ 暴力団排除条例の改正内容の具現化

【離脱者雇用給付金制度】  
離脱者を雇用した企業への給付金の支給  
(最大72万円)

【身元保証制度】  
被った損害等に対する見舞金の支給  
(最大200万円)

【運用開始】平成28年4月1日  
【対象期間】雇用開始後1年間

**③ 広域連携協定の締結・運用**

○ 県外での就労を希望する者等に対する広域的な離脱・就労支援体制の枠組みの構築

○ 現在、17都府県で運用中

【協定の柱】

① 協賛企業に関する情報の共有

② 県外へ就労した場合のアフターケアの充実

【運用開始】平成28年4月1日

**④ 三者協定の締結・運用**

○ 民事介入暴力事案等のほか、暴力団からの離脱・就労支援に関し、三者が連携して取り組むための協定を締結

```

            graph TD
            A[県弁護士会] --- B[県暴追センター]
            B --- C[県警察]
            A --- C
            
```

【締結】平成28年3月15日

とのメリットについてお話しする。

○ 警察による離脱・就労支援の流れ

まずは、警察による支援の一般的な流れについて説明する。

(離脱支援の受理)

組員からの申出の態様は様々であり、例えば、何らかの事件を起こし逮捕・身柄拘束中に本人なりに思うところがあって申し出る者、いきなり警察署や県警本部に駆け込んでくる者、刑務所に服役中の者から申出がある場合もある。

また、その言動等から離脱に悩む組員を警察が組織的に把握し、更生を促すというパターンもある。

(離脱支援の実施)

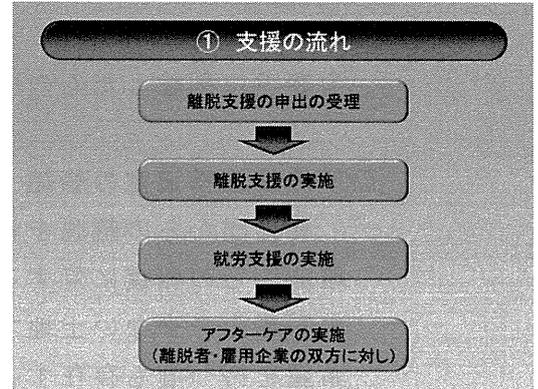
次に、申出を受理したときは、偽装離脱等の可能性があることを踏まえつつ、様々な角度から、その者の離脱意思の信憑性を総合的に検討、判断する。その後、幹部の指揮の下、組織的な支援を進めていく。具体的な支援の内容は、離脱希望者が置かれた具体的な環境にもよるが、離脱希望者の意向を踏まえながら、保護対策を含め、警察として取り得る措置を組織的に実施する。また、組織からの妨害行為があれば、暴対法に基づく(脱退妨害)中止命令を発出し、罰則をもって妨害行為を抑制、命令に違反すれば強制力をもって臨む姿勢を示している。

(就労支援の実施)

そして、前述した広域連携等様々な制度を活用しながら、組織の影響力の及ばない遠隔地への就労も含めて支援を実施する。例えば、採用面接に警察官や社会復帰アドバイザーが同行するなど離脱者本人と離脱者を雇用しようとする企業が求める対応をとり、双方の不安解消に努めている。

(アフターケアの実施)

離脱・就労支援後は、組織的なアフターケアを実施する。具体的には、組織からの接触がないか、その他のトラブル、悩み事がないかなどについて、離脱者及び離脱者を雇用した企業の双方から聴取し、不審な状況等あれば速やかに対応できるようにしている。



○ 警察による支援を受けることのメリット

次に、我々が組員等に訴えている警察の支援を受けることのメリットについてお話しする。

警察として離脱等の経緯を掌握していれば、有事の際、速やかに保護対策を含めた援護措置を行うことができる。その他、広域連携を活用するなど就労の選択肢が広がること、そして、警察が間に入ることで、企業等も安心して受け

② 警察による支援を受けることのメリット

- 有事の際、速やかに援護措置を講ずることができる
- 就労の選択肢が広がる
- 社会復帰に向けた環境整備を行いやすい

入れることができるなど社会復帰に向けた環境整備を行いやすいことなどがメリットとして挙げられる。

離脱者の中には、体面を気にするなどして「(就職まで)警察の世話になりたくない」という考えを持つ者も多いが、離脱者個人の人脈の中での就労は、再び暴力団と接点を持つ可能性が高いと考えており、更生、社会復帰をより確実なものとするためにも、上記メリットを伝え、警察の支援を受けるよう働き掛けを行っているところである。

### 3 今後の課題

最後に、今後の課題について、お話しする。

これまでお話ししたように、県警察としても、対策の強化に取り組んでいるが、支援対象者は、これまで暴力団員として活動してきた者であり、またその性質等も様々である。中には、しっかり自立し、今では新任指導を任せられるまでに会社の信頼を得ている者もいる。反面、一部ではあるが、仕事に定着するまで担当官による節目節目の助言、支援を要するような社会性が低いと言わざるを得ない者も存在する。

そうした中、これまでの取扱い事例を踏まえ、この対策を真に実効ある取組としていくための課題について提示する。

「離脱・就労支援対策」は、県警察としても強化に取り組み始めて間がなく、その課題について組織的な提示ができる段階ではない。

また、これから新たな課題が浮き彫りになることも考えられる。

あくまで、全国初の専従の係を設置して対策に取り組んでいる県警察の担当官として、離脱者や協賛企業の方々、あるいは日々現場を駆け回っている捜査員の生の声を踏まえた意見として扱っていただければ幸いである。

#### (1) 多数を占める服役者対策

県警察で取り扱う離脱支援者の状況を見ると、何らかの罪を犯し、身柄を拘束されたことをきっかけに離脱を考え、支援を申し出る者が相当数存在する。

実際、県警察で、過去2年間に離脱支援した者の現状を分析したところ、服役・勾留中という者が全体の約35%を占め、最大多数のグループでもあった。

前述のとおり、一部には社会性が低いと言わざるを得ない者等も存在することから、社会性向上等に向けた必要な改善指導を継続的に行う、あるいは仮釈放を目的とした偽装離脱の可能性を見極めるなどという観点からも刑務所入所中という矯正のための期間はより有効活用すべきと考える。

今後、この服役者に対する対策として、より実効性を高めるべきと感じていることをいくつか申し上げる。

まずは、「離脱支援者に関する情報の共有」である。

今後の課題

1 多数を占める服役者対策

○ 離脱支援者の現状

→ 「服役・勾留中」が最大多数

※ 刑務所入所中の期間をより有効活用すべき

支援対象者は、警察で検挙した後、拘置所への移送、裁判を経て服役するなどその身柄は転々とする。それでも、いずれかの段階で離脱支援を申し出たという事実があれば、その情報が身柄とともに「確実に」引き継がれていくことが必要である。また、仮釈放を目的とした偽装離脱の可能性等を見極めるためにも、支援対象者については、服役中の言動・生活態度等と関係する機関が相互に情報共有できるルール作りが必要だと考えている。

次に、「対象者に応じた入所中の改善指導」である。

前述したように、対象者の性質等は様々である。まずは、支援対象者であるということ「確実に」情報共有した上で、刑務所と警察とが連携し、対象者の特性に応じた出所後の社会復帰に向けた必要な改善指導を行う、そのための必要なプログラムにのせておくなどの必要があると考えている。

次に、「出所時の事前の環境整備」である。

対象者が出所する際、暴力団側から何らかの接触を図ってくる可能性があるのかなどその取り巻く情勢を踏まえた出所時の環境整備が必要である。

そのため、まずは出所時期の、なるべく早い段階での「事前の」情報の共有、その上で、出所時期に合わせた就労支援を含む必要な環境整備を連携して行うことができれば、離脱者の社会復帰対策の実効性はより高まるものと考えている。

離脱者の社会復帰対策というものは、対象者が、期間の長短はあれ、暴力団という反社会的な組織の中で生きてきた者であるので、やはり簡単ではない。

現在でも一定のルールはあるが、対策の強化を進め、多くの事例に接している担当官としては、より実効性を高めていくための仕組み作り、運用の見直し等が必要であると強く感じている。

## (2) アフターケアの充実

離脱・就労支援対策を効果的に推進していくためには、離脱者を雇用する企業の理解と協力が不可欠である。また、離脱者に「確実に」更生の道を歩ませるためにも、協賛企業、離脱者の双方に対する継続的かつ適切なアフターケアが重要である。

この点については、先ほど紹介した、広域連携協定の締結による、広域的なアフターケアの

**今後の課題**

- ① 離脱支援者に関する情報の共有  
移送の際も確実な情報共有を  
(警察⇄拘置所・刑務所)
- ② 対象者に応じた入所中の改善指導  
①を前提として、出所後の社会復帰に向けた必要な改善指導を警察と刑務所で連携して実施
- ③ 出所時の事前の環境整備  
①、②の状況を踏まえ、就労支援も見据えて

**今後の課題**

- 暴力団員の社会復帰対策は簡単ではない

↓

※ 相互協力等のための一定のルールはあるものの、更に実効性を高めるための仕組みづくりが必要

**今後の課題**

- 2 アフターケアの充実
- 対策を進めていくには、離脱者を雇用する企業の理解と協力が不可欠
- 離脱者に真の更生の道を歩ませるためにも…

↓

- 協賛企業、離脱者の双方に対する継続的かつ適切なアフターケアが重要

※ 服役者対策、広域連携協定の拡充等も含め、アフターケアの充実は今後も進めていくべき

枠組みが構築されたことは有効であると考えている。

しかしながら、この広域連携にも、例えば、離脱者を雇用する企業に対する給付金制度の運用（支給の対象が県内企業に限られるとか、その支給金額等）に各都府県間で格差があり、今後県境をまたいだ支援事例が増えていくにつれ、受け入れ企業の間で不公平感が生じてくる可能性があるなどの懸念も存在する。

今後、事例を積み重ねていく中で、こうした問題点等の解消を図っていく必要があると考えているが、いずれにせよ、前述の服役者対策も含め、アフターケアの充実は今後も深化させていくべきと考えている。

### (3) 暴力団排除条項の整理

各業界で導入が進んでいる、いわゆる暴力団排除条項（以下「暴排条項」という。）は、各業界の反社会的勢力との関係遮断等の観点から極めて重要なものである。

そして、この暴排条項には、元暴力団員も5年間は排除するという内容とするものが多い。

この、いわゆる「元暴5年」規定は、暴力団の活動実態が不透明化する中、反社会的勢力からの関係遮断を徹底するという観点からは非常に意味のある規定である。しかし、反面、真に更生の道を歩もうとする者、それを支援しようとする企業の足かせとなる場合もある（例えば、給与振込通帳が作れず企業の事務作業に支障が及ぶなど）。

社会復帰対策を効果的に進めていくためには、現在の暴力団排除の流れは堅持しつつ、その中で、真に更生しようとする者の背中を適切に後押しするような必要な改善を行っていく必要がある。

例えば、離脱者の就労支援を行うに当たり、特に後押しが必要と認められる、生活に関わるような契約に関しては、警察が就労支援した離脱者については、何らかの対応ができないか、その場合の具体的方法等について、関係する団体と協議を進めるなどの検討が必要であると考えている。

今後の課題

**3 暴力団排除条項の整理**

- 暴力団排除条項の導入
  - 反社会的勢力との関係遮断等の観点から極めて重要
  - 反面、真に更生の道を歩もうとする者等には足かせとなる場合も・・・

※ 真に更生しようとする者の背中を適切に後押しできるよう、必要な整理を検討していく必要

### (4) 社会全体の理解の促進（真の更生に向けた必要な環境整備の促進）

最後に、社会全体の理解の促進等についてである。

これまでお話ししたとおり、「離脱・就労支援対策」については、暴力団対策推進上の重要な課題の1つとして取り組んでいるところである。

しかしながら、一般の方々、特に暴力団による犯罪の被害に遭われた関係者の中には、

今後の課題

**4 社会全体の理解の促進  
（真の更生に向けた環境整備の促進）**

- 離脱・就労支援対策
  - 「個人」の更生を後押し
  - 「組織」の人的・財政的基盤の切り崩し

※ 社会全体の理解の促進が必要

※ その前提として、1～3のような、確実に更生の道を歩ませるための必要な環境整備を更に進めていく必要

なぜ暴力団にそこまでする必要があるのかと言われる方もいるのが実態である。

この対策は、更生を希望する組員「個人」に対してはその更生を後押しすること、そのことにより暴力団という、社会全体の安全・安心を脅かす「組織」の基盤を切り崩していこうというものである。

そうした「離脱・就労支援対策」についての社会全体の理解の促進と、その前提として、当然、償うべきものは償いをさせた上で、これまで述べてきたような離脱者に確実に更生の道を歩ませ得るための必要な環境整備を更に進めていく必要がある。

#### (5) 最後に

今回、福岡県の各種対策等について述べたが、各種対策の推進は警察だけの力でできるものではなく、県民、事業者の方々、各行政機関や団体の方々等の御理解、御協力があるものである。

特に、離脱・就労支援に関しては、離脱者を受け入れ、その更生のために手を差し伸べていただいている協賛企業の皆様の存在があってこそ成り立っている。

また、最後に申し上げた、「社会全体の理解の促進」のためにはマスコミの方々の発信力というものは大きな力となっている。

「様々な環境整備、仕組みの見直し」等を進めていくためには、関係機関・団体の方々の御理解と御協力が今後とも必要になってくると思われる。どうぞよろしくお願いしたい。

- 1) 平成 28 年 2 月、福岡県警察の人事異動に併せて、暴力団対策部組織犯罪対策課内に、暴力団の社会復帰対策を専従で行う社会復帰対策係を新設した。
- 2) 平成 18 年、福岡県久留米市に本拠を置く道仁会の会長人事をめぐって、道仁会の一部幹部らが道仁会を脱退し、九州誠道会（現「浪川会」）を結成、両団体による対立抗争事件が相次いで発生することとなった。平成 24 年 12 月 27 日、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が道仁会及び九州誠道会を、全国で初めて、暴対法に基づく「特定抗争指定暴力団等」として指定した。同指定後は、当該抗争に関連するとみられる凶悪事件は発生しなかったことから、平成 26 年 6 月 26 日以降の指定の延長は見送られた。
- 3) 平成 24 年 12 月 27 日、福岡県及び山口県の各公安委員会が五代目工藤會を、全国で初めて、暴対法に基づく「特定危険指定暴力団等」として指定、本フォーラム開催日（平成 28 年 10 月 5 日）現在も当該指定は継続中である。
- 4) 暴力団への加入阻止対策には、非行少年に対する立ち直り支援を含め様々な角度から取り組んでいく必要がある。その中で、福岡県では、独自の施策として、平成 23 年度以降、「暴力団排除教室」というものを継続的に実施している。これは、教員免許を有する職員（通称「暴排先生」）を、県内全ての中学・高校等に派遣して、暴力団に加入しない、あるいは暴力団による犯罪の被害に遭わないようにするためにどのようなことに注意すべきかなどについて中学・高校生の段階から意識付けを図ることを目的とする、「暴力団員にしない（させない）」ための取組である。
- 5) 平成 27 年 6 月、五代目工藤會総裁らを所得税法違反で検挙したことを機に、北九州地区の繁華街に所在する風俗営業等の事業所を対象に、暴力団からの不当要求に関する情報収集

等を目的として実施した。以後、資金源に係る社会的反響の大きな事件検挙のタイミング等を捉えて適時実施しているところである。

- 6) 平成 27 年 9 月、五代目工藤會幹部らが関わる、公共工事を受注した建設会社に対する恐喝事件を検挙したことを機に、福岡県内の主要自治体等に働きかけを行い、公共工事の落札段階から施工業者に関する情報を発注自治体と県警察が共有し、不当要求があった場合の対応要領に係る先制的暴排指導等必要な暴力団排除対策を協働して行う仕組み（通称「公共工事暴排スキーム」）を構築した。平成 28 年 4 月 1 日から、国土交通省九州地方整備局、福岡県、福岡市、北九州市及び久留米市で運用を開始、順次対象自治体の拡大を図っているところである。
- 7) 暴力団の組織基盤に打撃を与えるためには、事業者の暴力団との決別を促すとともに、暴力団に関する情報提供を行いやすい環境整備が重要と考え、暴力団への取締りの進展と併せて暴排条例の必要な改正作業を行ったもの（平成 28 年 3 月 29 日施行）。具体的には、暴力団に対する協力目的の利益供与等は、暴排条例上禁止行為とされ、県公安委員会による「勧告」の対象となっているところ、禁止行為をしたことについて、自らその事実を申告し、今後禁止行為を行わない旨の誓約を行えば、「勧告の適用除外」とすることを明文化し、事業者等の自主的な暴排を促すとともに、更なる情報提供を行いやすい環境を整備した。
- 8) 平成 27 年 12 月末の福岡県内の暴力団勢力（構成員及び準構成員等）は約 2,400 人となっており、平成 4 年の暴対法施行後、2 年連続で最少を記録した。
- 9) 平成 26 年 9 月に五代目工藤會総裁らを検挙して以降、本フォーラム開催日（平成 28 年 10 月 5 日）現在、福岡県内で、暴力団によるとみられる事業者襲撃等事件の発生は認知していない。
- 10) 暴対法の一部改正（平成 24 年 10 月施行）により新設された、特定危険指定暴力団等の構成員による暴力的要求行為等に対する、いわゆる「直罰規定」の適用状況を例にとってみると、「直罰規定」が施行された平成 24 年 10 月から五代目工藤會総裁らを検挙した平成 26 年 9 月までの約 2 年間の適用件数が 2 件であったものが、平成 26 年 10 月から平成 28 年 8 月までの同じく約 2 年間の適用件数が 16 件となるなど、暴力団に関する情報提供の活性化が認められるところである。
- 11) 平成 26 年以降、県警察が暴力団からの離脱の支援手続を行った者の数は、平成 4 年の暴対法施行後、2 年連続で最多を更新している。
- 12) 平成 28 年 3 月施行の暴排条例の一部改正は、先に述べた「勧告の適用除外」規定の新設による「暴力団に関する情報提供の更なる促進等に向けた環境整備」と、「暴力団からの離脱・就労支援対策」を県の義務として取り組むことを明確化したことによる「暴力団の人的基盤の切り崩し」の 2 つが柱であった。
- 13) 暴排条例の一部改正を具現化するものとして、県警察が支援した暴力団離脱者を継続的に雇用した企業に対する「離脱者雇用給付金制度」、暴力団離脱者を雇用した企業が、当該雇用した暴力団離脱者により、業務上何らかの損害を被った場合に見舞金を支給する「身元保証制度」を創設し、平成 28 年 4 月 1 日から運用を開始している。具体的な給付金の支給等の手続は（公財）福岡県暴力追放運動推進センターが行っている。
- 14) 暴力団からの離脱・就労支援対策は、警察機関だけでの実効ある取組は困難であり、刑務所や保護観察所等の矯正・保護機関や公共職業安定所等関係機関・団体との連携が不可欠で

ある。そうした観点から、この広域連携協定は、警察機関だけの連携ではなく、各都道府県が、前記関係機関・団体との間で枠組みを構築している社会復帰対策協議会間で協定を締結し、運用を行っているところである。

- 15) 協定締結時（平成 28 年 2 月）は 14 都府県で運用を開始したが、本フォーラム開催日（平成 28 年 10 月 5 日）現在での広域連携加入都府県は 17 都府県となり、その後も順次拡大している。

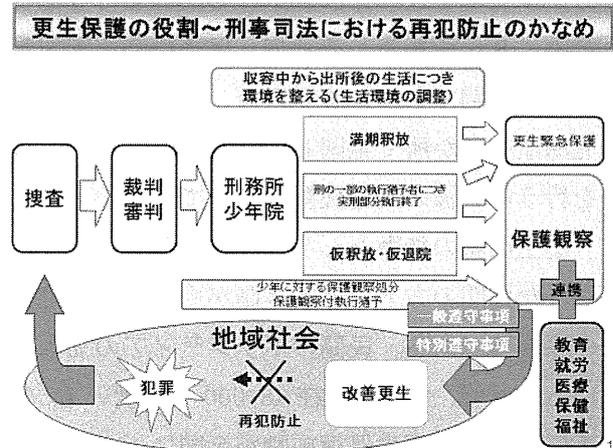
【講演②】 刑務所出所者等の就労支援について

法務省保護局更生保護振興課社会復帰支援室長 田島 佳代子

私からは法務省保護局が行っている刑務所出所者の就労支援について御説明をさせていただきます。

1 更生保護

まず、更生保護の役割について説明する。例えば、1つの犯罪が起こると、警察や検察の捜査が始まり、裁判を経て、ある者は刑務所へ行き、刑務所での指導を受ける。しかし、犯罪を行った者や非行少年もいずれは社会の中に帰ってくる。その時に、社会が前と同じ環境であれば、その者たちは再び犯罪を起こしてしまう。それを社会の中でいかに食い止め、その者の改善更生を促すが更生保護の役割である。いわば刑事司法の中では再犯防止の最後のかなめの役割を担っているのが保護観察所と言える。



保護観察になる者は、少年の保護観察処分や保護観察付執行猶予等様々あるが、今日のテーマは暴力団離脱者への支援のため、刑務所出所者を中心に説明をさせていただきます。

犯罪を犯した者が刑務所等矯正施設に入ったところから、我々の言葉で「生活環境の調整」という、その者がどこに帰ったら更生に相応しいかを調整する作業を始める。矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度を「仮釈放」という。仮釈放は、本人が自らの事件のことを反省し、更生の意欲があること等がその条件となる。よって、暴力団に所属している、暴力団から抜ける意思がないという者は仮釈放の条件には該当しない。本人が仮釈放となり社会の中で保護観察の指導を受けるためには、まず刑務所の中で警察の援護の措置等を受けて暴力団離脱の手続を行わなければならない。「自分は刑務所を出たら組に戻ります」と明確に言っている者は、満期釈放となる。

満期釈放であっても、本人が暴力団とはこれで縁を切りたい、何らかの相談をしたいと保護観察所に来れば、更生緊急保護という措置で支援をすることができるが、仮釈放となるためには、矯正施設内において警察の力を借りながら、先ほど守山先生が説明していただいたような暴力団離脱の措置をとることが最低条件となる。

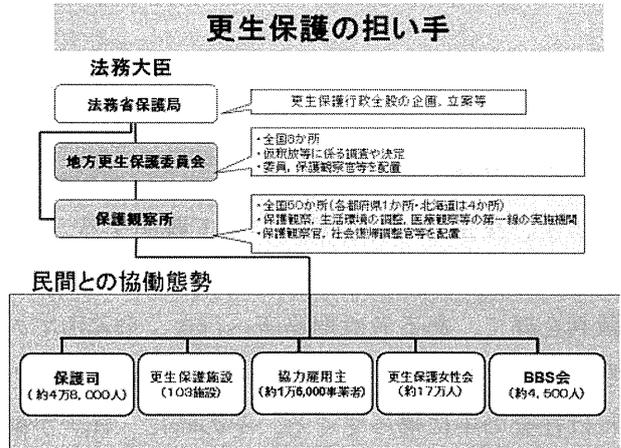
その上で、その者がどこに帰れば更生できるかの検討が始まる。もしも本人が地元に戻った場合は、再び組事務所に戻るおそれが高まる場合もある。では、自分の地元から外に帰す時にはどこになるか。例えば、頼るべき親族等がいれば、組事務所から離れた県に帰住しての支援が可能かもしれないが、そういう親族等が全くない者の場合は、更生保護施設を含め、本人を、どこに帰すべきか時間をかけて検討する。

保護観察は保護観察所で行うものであるが、保護観察官だけで実施するものではない。図の右下にあるような教育機関、就労、医療、保健福祉といった様々な機関と連携をしながら社会の中での立ち直り

を支援するのが更生保護の役割である。

次に、更生保護の担い手について、説明する。今、私が所属しているのは法務省保護局といい、更生保護行政全般の企画や立案等を行っているところである。我々の組織は、保護局と地方更生保護委員会、ここは先ほど述べた仮釈放の審議等を行うところで、全国に8か所ある。そして、保護観察を実施している主な機関である保護観察所、各都府県に1か所と北海道に4か所で全国50か所あり、これが保護観察を行う第一線の実施機関となっている。

更生保護の特徴として、保護観察官だけではなく、様々な民間の方との協働体制が中心になっていることである。協働の中心になっているのが図の下左側の保護司である。民間のボランティアの立場から地域で犯罪をした者や非行少年の立ち直りを支援している方々で、全国で現在48,000人程度いる。次に、身寄りのない者を一定期間住まわせて就労支援等を手伝う民間の更生保護施設が全国に103施設ある。そして協力雇用主とは、犯罪をした者であることを承知しながら雇用していただいている方たちであり、現在の統計で約16,000事業者ある。このような方々が更生保護の担い手となっている。

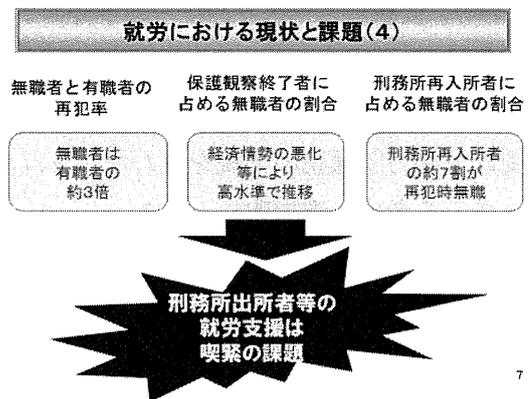


## 2 就労における現状と課題

ここで、法務省が捉えている就労と再犯との問題について説明させていただく。実務をやっている方にとっては当たり前とお感じになるかもしれないが、平成22年から26年の5年間に無職で保護観察を終了した者と仕事を持って保護観察を終了した者の再犯率を比較したところ、仕事を持っていた者と無職で終わった者では約3倍の差がある。仕事を持っているか否かはその再犯率と非常に深い関わりがある。

また、保護観察処遇においては、刑務所を出た者が社会の中で仕事を探し、いかに生活を安定したものにするかが極めて重要である。実際のところ、刑務所を出所した直後のような保護観察開始時では、約5割以上の者が無職で、仕事はこれから見つけると述べる。その者たちにハローワーク等を通じて就労を指導しているが、保護観察終了時も相変わらず無職である者が、全体で20%を下回らないのが実情である。

この保護観察終了時における無職者の割合は、経済状況の悪化等、様々な要件がある。例えば、近年、受刑者全体の中で、高齢受刑者や障害を疑われる者が増加し、一般的な就労が困難な者が増加していることなども、無職者の割合がなかなか減らない要因と考えられている。



そして、先ほど守山先生がお話になったとおり、再入所、刑務所に2回以上入ってくる者に関して調査したところ、これらの者の中では、72%が刑務所に入った時に無職であった。

刑務所出所者に対する就労支援が、その者の立ち直り支援の中で非常に重要な問題である背景はこうした点にある。これらの課題にどう取り組むかが、法務省における就労支援施策におけるスタートラインとなっている。

### 3 就労確保のための仕組みの構築

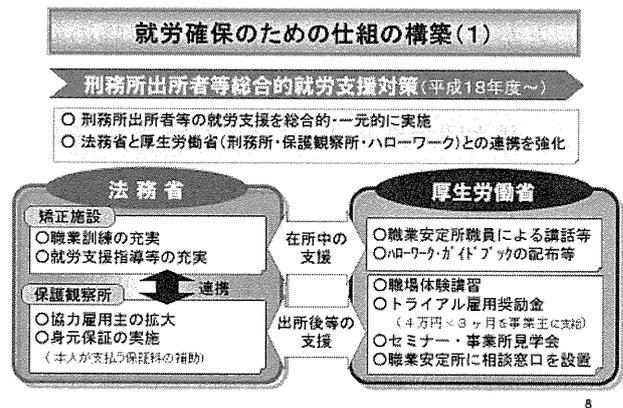
#### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策

実際にこれまで法務省がどのような支援をしていたかを説明する。まず、平成18年から法務省と厚生労働省の間で、我々の就労支援施策の基本となる刑務所出所者等総合的就労支援対策が始まった。

図のように、矯正刑事施設とハローワークとの連携、保護観察所とハローワーク・厚生労働省との連携等があるが、保護観察所にとって特に大きかったのは、厚生労働省において職業安定所に専用の相談窓口が設置されたことである。それまでも保護観察所の保護観察官や保護司が対象者とハローワークに行くのは通常の支援の中で行っていたが、この総合的就労支援対策が始まったのを機にハローワークに保護観察対象者専用の窓口、担当者がつくようになったので、保護観察所が依頼をして時間の指定ができれば、その者の特性に応じたよりきめ細かい就労支援をハローワークを通じてできるようになった。

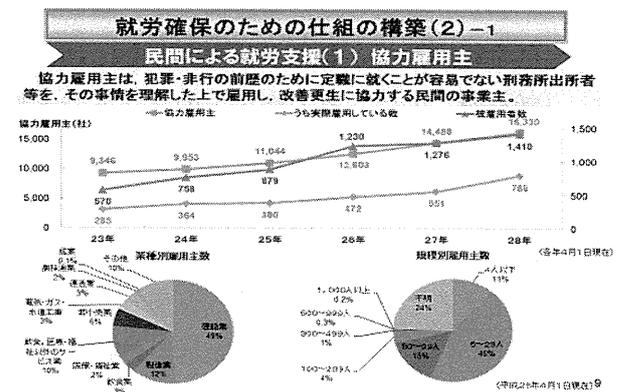
また、ここに記載された職場体験講習、トライアル雇用奨励金、セミナー・事業所見学会は、もともと厚生労働省が若年者等、仕事を探すことに不利な立場にある方々のための施策として実施していたものだが、これらの施策の中に刑務所出所者の枠を確保していただいたという方が分かりやすいと思う。これらの厚生労働省の制度を、ハローワークにおいて刑務所出所者も活用できるようになったのが非常に大きいところである。

この平成18年の総合的就労支援対策を踏まえ、保護観察所においても、この時期から協力雇用主の拡大や身元保証制度を実施することになった。このあたりについてはまた後で説明する。



#### (2) 協力雇用主

先ほどから出てきている「協力雇用主」とは、犯罪や非行があることを承知の上で仕事に雇ってくださっている民間の雇用主の方々のことである。各保護観察所ごとに登録・管理している。図の折れ線グラフの青いところは協力雇用主の数で、平成23年は9,346事業者、平成28年4月1日現在



では16,330事業者となり、数としてはかなり増加している。

どのような業種の方が多いかを書いたのが下の円グラフである。左側の下に業種があるが、建設業が半分近くあり、続いて製造業、飲食業等になっている。

また、雇用主の規模を示したのが、右側の円グラフで、6割ぐらいが従業員30人弱の、いわゆる中小の事業者が中心である。

ただ、16,000の事業者があるが、うち、実際に雇用していただいている企業は黄色のラインである。これは各年4月1日の数字だが、平成28年4月1日現在は788社である。平成26年まで500社に満たなかったことを考えれば、かなり大幅に増やしている。しかしながら、実際に協力雇用主に登録して下さっても、刑務所出所者の雇用まで行うことは難しかったり、過去に1回雇用したことがあるが何らかの事情でそれ以降の雇用実績はないままに協力雇用主として登録をしているという事業者も多いのが実情である。

暴力団対策ということ言えば、元暴力団員の雇用をお願いできるというような雇用主を、各保護観察所で何社か大事にキープをしているのが通常である。そうした事業者は元暴力団員の扱い方がうまい。具体的に言うと、元暴力団員というのは、非常にプライドが高く、人にバカにされたりなめられる態度を取られると過剰反応し、対人関係でトラブルを起こすなどの特徴があるのだが、そういう者に対する扱い方だったり、本人のプライドの高さをうまくすぐって対応している。また同時に、必要に応じて厳しい指導ができる。私が保護観察官をしていた際には、そういう雇用主のところでは元暴力団員も比較的長期間、働くことができたように思う。

そして、そういう雇用主の声を聞いていると、単に仕事をさせているというだけではなく、例えば、給与の中から親御さんに仕送りをするように勧めたりと、様々なところで配慮していることが分かる。暴力団員は、一般的に家族等との関係が途切れている者が多いが、そういう状況でも本人の中の健全な人間関係が再構築できるように非常にきめ細かな支援をしてくださっている。長くその者の更生の道を見ていると、そうした心遣いが後で非常に役に立つ。

先ほど持丸氏の話にもあったが、例えば、暴力団員という過去が分かると銀行口座が凍結をされてしまったり、アパートを借りようと思っても業者のブラックリストに載っているためか賃貸物件が契約できないなど、生活をする時に制限がかかることがある。そういう時に、本人を支える親族がいるかどうかはその後の生活再建に大きな影響を与える。そういう本人たちの健全な人間関係を育みながら息の長い支援をしていただいている協力雇用主は、本人の更生にとって大きな存在である。

また、警察の方との連携では、離脱指導をして仮釈放になった場合、その者が仮釈放になる時に刑事施設から県警に、本人が、いつどこで仮釈放になるという連絡が行くことになっている。よく話を聞くのは、協力雇用主のところでは元暴力団員が雇用されていると、地元の警察の方が時々見に来てくださるようなこともある。警察の方が地元の状況、例えば、駅の北側のあのあたりには行くとか、買物をするならこっちに行けという、非常に具体的な指導・助言をしてくださっており、彼らのことを気に留めていただいている。そういう支えがあつて協力雇用主も安心して暴力団員を雇用することができるのだと思う。単に就労というだけではなく、様々なところで配慮をしていただいているのが今の協力雇用主の制度である。

ただし、実際に雇用してくださっている企業がまだまだ少なく、非常に熱心に雇用してくださっている方もあるが、いかんせん規模の小さな会社が多い。どんなに熱心なところでも元暴力団員を10人雇用したら破裂してしまう。実際の雇用に意欲のある協力雇用主をどうやって増やすかが今の保護観察所の大きな課題の1つになっている。

こうした協力雇用主に対する、国の支援策をまとめたのが、こちらの図である。できた順に説明をすると、一番下の身元保証制度を平成18年から始めている。これは、保護観察所がお願いをして、身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用していただいた場合、最長1年の間に、もし本人が仕事に物を壊したり、何らかの負債を雇用主に与えたり、あるいはいきなり逃げて従業員の部屋の鍵を変えなければならなくなったというような損害を与えた場合は、最大200万円、という上限はあるが、お見舞い金をお支払いするという制度である。

**就労確保のための仕組の構築(2)-2**

**協力雇用主に対する国の支援制度**

**刑務所出所者等就労奨励金(最大72万円)**

刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な職業指導や生活指導等を実施した場合、**最長1年間、最大月額8万円**をお支払いします。  
※ ただし、トライアル雇用制度との併用はできません。

**トライアル雇用制度(最大12万円)**

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、**最長3か月間、月額4万円**をお支払いします。  
※ ただし、事前にトライアル雇用またはハローワークに届出し、ハローワークの紹介により刑務所出所者等を雇い入れること、雇用確保の進捗等に関する一定の条件を満たすことが必要です。

**身元保証制度(最大200万円)**

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から**最長1年間**、協力雇用主が刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、**損害ごとの上限額の範囲内**で見舞金をお支払いします。

真ん中のトライアル雇用制度は、厚生労働省の制度であるが、ハローワークでの求人の紹介によって刑務所出所者等を雇用していただいた場合は最長3か月間、月4万円を雇用主にお支払いできる制度である。もともと厚生労働省の制度としてあったのだが、平成18年から刑務所出所者等についても活用できるようになった。

そして、一番上にある刑務所出所者等就労奨励金は平成27年から始まったものである。刑務所出所者等を雇用していただき、継続的に就業に関する指導や生活指導等を実施していただいた場合、最長1年間で最大計72万円をお支払いする。実際に刑務所出所者等を雇用していただいた雇用主に対して直接の支援を行おうと始まった施策である。もちろん月々の報告書を提出していただいたりしないとならないが、条件が合えば奨励金をお支払いするような制度を作り始めたところである。

こうした身元保証や奨励金に関しては、福岡県警察の持丸氏のお話にもあったように、同じような仕組みで支援をしていただいている自治体もできてきている。こうした息の長い就労支援の仕組みが今後、様々な地方自治体等で増えていけば、刑務所出所者等の支援の幅が広がるのではないかと期待している。

### (3) 就労支援事業者機構

これまで国における支援の説明をしたが、これは民間の団体における支援の在り方である。全国就労支援事業者機構というのは、経済団体や企業や民間の更生保護法人等を中心にして、刑務所出所者の就労支援は社会全体で考えるべき問題であり、企業のCSR(社会的な責任)においても捉えてやっていくべき問題であるという

**就労確保のための仕組の構築(2)-3**

**民間による就労支援(2) 就労支援事業者機構**

**全国就労支援事業者機構**

- 全国規模の経済団体・企業・更生保護法人等により平成21年にNPO法人として設立
- ★ 会員数(平成28年3月31日現在): 682
- 刑務所出所者等の雇用拡大の支援や広報の充実を図る

**都道府県就労支援事業者機構**

- 地域経済関係者が中心となり、平成22年度中に全都道府県(北海道は4か所)にNPO法人として設立
- 協力雇用主の開拓、雇用企業に対する給与支払いの助成事業等を実施
- 刑務所出所者等の雇用の拡大を支援

**民間団体と法務省・保護観察所が連携して支援**

趣旨のもと平成 21 年度に設立された NPO 法人である。

全国の就労支援事業者機構では、協力雇用主の拡大等に関する広い意味での広報活動や各種の更生保護事業に対する助成事業等を行っている。加えて、平成 22 年には都道府県にも就労支援事業者機構が設立された。県機構では、地元の利を活かして、個々の対象者に対する就労支援や協力雇用主の地元での開拓、各種の給与支払い等の助成事業等を行っている。

この就労支援機構の取組に関しては、この後、福岡の北崎事務局長から具体的な施策について御紹介いただけたと思う。民間の力という点でもこのような事業が始まったところである。こうして、保護観察所や国だけではなく、民間団体とも連携しながら就労支援を実施している。

また、国から都道府県の就労支援事業者機構等の民間団体をお願いしている業務の 1 つに更生保護就労支援事業がある。自力では就労は難しいだろうという者に対しては、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設在所中から機構のような民間団体をお願いをして、例えば、矯正施設に本人の面接に出向いたり、出所後、ハローワークに同行したり協力雇用主との面接に同行していただくというような、オーダーメイドの就労支援を行っている。

現在、このような就労支援を実施するところを福岡を含め全国で 18 か所の民間の事業者をお願いをしているところである。

法務省としても継続的な就労支援を全国的にも広げたいと考えている。

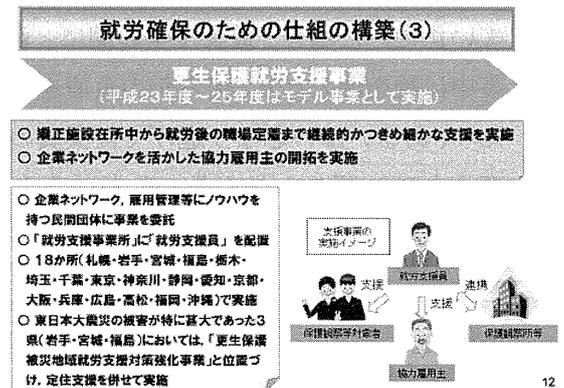
#### (4) 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

地方公共団体に対しても協力雇用主への支援をお願いしている。近年、地方公共団体において、刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、公共工事などの競争入札における協力雇用主に対する優遇制度を実施していただいている県や市町村が増えている。

地方公共団体が、何らかの公共工事の競争入札を行う際に、その入札参加資格の中で、協力雇用主である、あるいは協力雇用主として実際に保護観察対象者等を雇用した実績があることを証明した場合には地域貢献加点等として加え、協力雇用主に対する優遇制度を実施していただいている自治体が 75 ある。また、ダブルカウントされているものもあるが、総合評価落札方式において同様なポイント加算を考えていただいている自治体は 41 ある。ちなみに、法務省においても矯正施設の工事の中で規模の小さな一部の工事については、総合評価落札方式での優遇措置を活用している。

それから、自治体において保護観察対象者を直接的に雇用しているところもある。これは保護観察の対象少年であることが多いが、保護観察対象者を、半年間、臨時職員として雇用するような取組を行っている自治体が 42 と、地方公共団体においても就労支援・協力雇用主への支援を様々な形でご協力いただいている。

このような取組は、法務省だけではなく、地域に根づいた就労支援の広がりを全国的に期待しているところである。



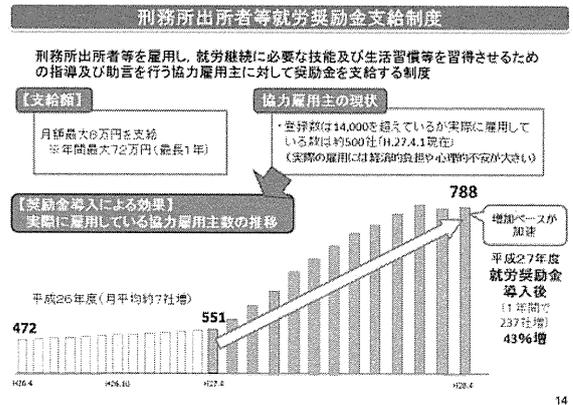
#### 4 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

これが「犯罪に戻らない・戻さない」宣言、河合所長が最初の御挨拶の中で発言していただいたものである。平成26年12月の犯罪対策閣僚会議で決定された。2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を前に、世界一安全な日本を構築するために、「犯罪や非行をした者が社会から排除・孤立されるのではなく、再び受け入れられるような社会を作る」ことが目標の1つに掲げられた。これは更生保護の理念そのものであるが、保護観察所・法務省といった関係機関だけではなく、政府の目標として取り組んでいくことが改めて確認された。



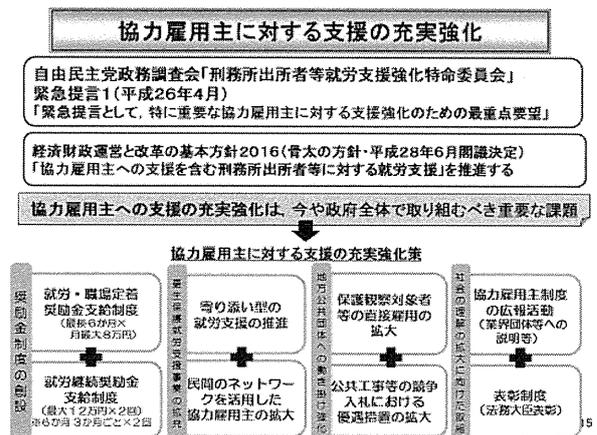
また、その中で特に具体的な施策として、仕事と居場所、住居をキーワードにしている。保護観察所に関して言えば、例えば図の1のところ、刑務所出所者等の事情を理解した上で雇用している企業（協力雇用主）の数を26年当時の472、約500から3倍の数を具体的な数字目標にして、このために何ができるかを政府全体で、今、取り組んでいるところである。

この「犯罪に戻らない・戻さない」宣言を踏まえてできたのが、平成27年から開始した刑務所出所者等に対する奨励金制度、実際に雇用していただいた協力雇用主に対して奨励金をお支払いするという制度である。この制度ができて1年間が経過した平成28年4月時点で、788企業となっている。まだまだ少ないところではあるが、この1年間の伸びはかなり大きい。奨励金制度等の活用を通じて、1,500という目標のためにも、今後、なるべく多くの協力雇用主を開拓していくのが喫緊の課題と考えている。



#### 5 協力雇用主に対する支援の充実強化

このように様々な就労支援に取り組んでいるところであるが、就労支援というのは、単に仕事を見つければいいという問題ではない。例えば、元暴力団員について言えば、就労支援のためには、必ずといっていいほど住居の問題がついてくる。また、元暴力団員ならば、入れ墨の問題や、C型肝炎に罹患しているというような医療的な措置が必要な者も多い。その他にも、ギャンブルや借金の問題があったり飲酒の問題があったりと、仕事だけをやらせればいいのか住居を与え



ば何とかなるというものではなく、生活全般に関わる支援を、時間をかけて丁寧に続けていく支援の仕組が必要である。

ある協力雇用主から、「元暴力団員が暴力団っぽさが抜けるまでに10年ぐらいはかかる」と言われたことがある。10年間、1つの団体や機関が継続して何らかの支援を行うのはなかなか難しいが、国や地方公共団体や警察や様々な機関でシームレスな息の長い支援を作っていくのが大事ではないか。

暴力団員の離脱は、個別の事例では説明することはできるが、こうやればいいというロードモデルがなかなか示しにくい。今後、実例を少しずつ作っていくことで、社会的な認知を上げていくことが重要と思う。